

令和2年度事業報告書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
JRECO情報処理センター

法第79条第2項に基づき、令和2年度のJRECO情報処理センターの事業報告をします。

(1) 情報処理業務の実施に関する事項

①情報処理業務の内容

令和2年度の年間登録件数と令和3年3月31日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充填回収業者の登録事業所数、機器管理番号(点検整備記録簿)発行数は次のとおりである。

- 登録件数(処理件数) 2,660件

令和2年度の登録件数は、前年度より少ない2,660件(対前年度比166件減)にとどまり、計画数値(3,500件)に達することができなかった。利用時期に関しては、年間を通して利用されているが、6月及び9月、3月の期末に利用の多いことがわかる。(添付資料A)情報処理センター外では、定期点検と簡易点検の登録件数は、それぞれ22,114件、171,531件で、前年度と比べて約55.4%、約69.1%増えており、また、機器廃棄時の行程管理票の登録件数も6,495件で前年度比約10.4%増加している。これは、改正法が4月に施行されたことで管理者や充填回収業者における法令遵守の意識が高まったことと、コロナ禍でデジタルトランスフォーメーションが提唱される中、電子的管理の利便性の理解が進んだことも増加要因として考えられる。

- 登録事業所数

管理者・廃棄者 12,087

充填回収業者 2,146

(なお、充填回収業者の場合、1事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は5,980)

- 機器管理番号(点検整備記録簿)発行数 158,170

(参考:令和2年3月31日現在は132,393)

②情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、令和2年度事業計画の業務を遂行するために情報システム部3名体制としてシステムの適正な運用に当たり適切に対応した。また、情報処理センターの普及啓発に係る広報活動を充実するため企画・調査部とも連携を図り、これに当たった。電話やメールによる問い合わせは一日平均で10件前後あり、多くの問い合わせは当日中もしくは翌日には回答を完了した。こうした日々の対応を通してノウハウの蓄積等を行い、マニュアルや利用ガイド類の作成、見直しを適宜行い当機構のホームページ上に公開し、ダウンロードもできるようにして利用者の便を図ってきた。(添付資料B) また、フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトを開設し、情報処理センター利用の普及・促進を図った。(添付資料C)

経理に関しては、預け金(ポイント)方式では情報処理センター利用のために預託された預かり金と情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、また、請求書による銀行振込(後払い)方式では情報処理センター利用に応じて発行する請求書に関する金銭徴収について、収支計画書に基づき適切に管理した。なお、令和2年度情報処理センター単体での収支実績は収益が上回る状態となっている。

(2) 情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

①機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器について、情報処理業務は事業計画内で推移したので、データ処理及びデータ容量には十分な余裕があり、機器の更新や拡充は行わなかった。現在のデータ容量の使用領域は21GB(OSなどを含む全使用容量)であり、自動拡張可能なストレージ容量64TBの0.033%である。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、次のようなシステム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図り適切に実施した。

- ・ 機器の売却、譲渡時の点検整備記録簿の引き渡しを可能とする仕様を追加した。
- ・ 2表「点検・整備区分」に「別法人へ移管・譲渡」を追加した。
- ・ ログイン画面及びメールフォームにスパム攻撃対策を導入した。
- ・ 利用企業アプリとのシステム連携により接続利便性の向上を図った。

②システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアーウォールによる接続制限を設けてある。

また、システム開発や維持管理業務は、外部委託による運用管理会社(専門業者)と連携し実施しており、開発内容や仕様変更など、不定期ではあるが2~3週に一度程度の情報交換を行っている。

具体的な取組としては、情報セキュリティの観点から、JRECOからサーバーへの直接アクセスも行えない仕組み（アクセスはWeb経由のみ）となっており、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウイルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。さらに、不具合発生時の対応やサーバーのCPU使用率によりシステム運用状況の監視も行った。

このように、システムの安定した運用については、令和2年度中は支障なく維持されてきた。

(3) その他必要な事項に関する事項

令和2年度は情報処理センターの認知度を上げ、利用の普及・促進を図るため下記の活動を行った。

- ・ 情報処理センターの利用に関するWeb説明会を計7回開催（参加者数268名）、他にも利用者の要請による個別Web説明会を開催した。（添付資料D）
- ・ 分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者100社以上に個別に接触し紹介と説明を実施、また、関連団体及びその傘下の企業へ電話、メール等による周知、広報活動を実施した。
- ・ 大手上場企業等にSDGs（持続可能な開発目標）としてフロン類の管理をCSR（ESG）報告書に記載することを啓発した。また、法令遵守に関してCSR・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ISO審査機関と連携して周知活動を実施した。
- ・ ホームページで利用者の法人名、ロゴマークの公開、事例等を紹介した。
(添付資料E)
- ・ 業界紙、関係団体（日設連・東冷協）会報に広告を掲載した。（添付資料F）
- ・ フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容を拡充した。
- ・ 情報処理センター利用者へ情報メールの発信、情報提供サービスの強化を図った。
(添付資料G)

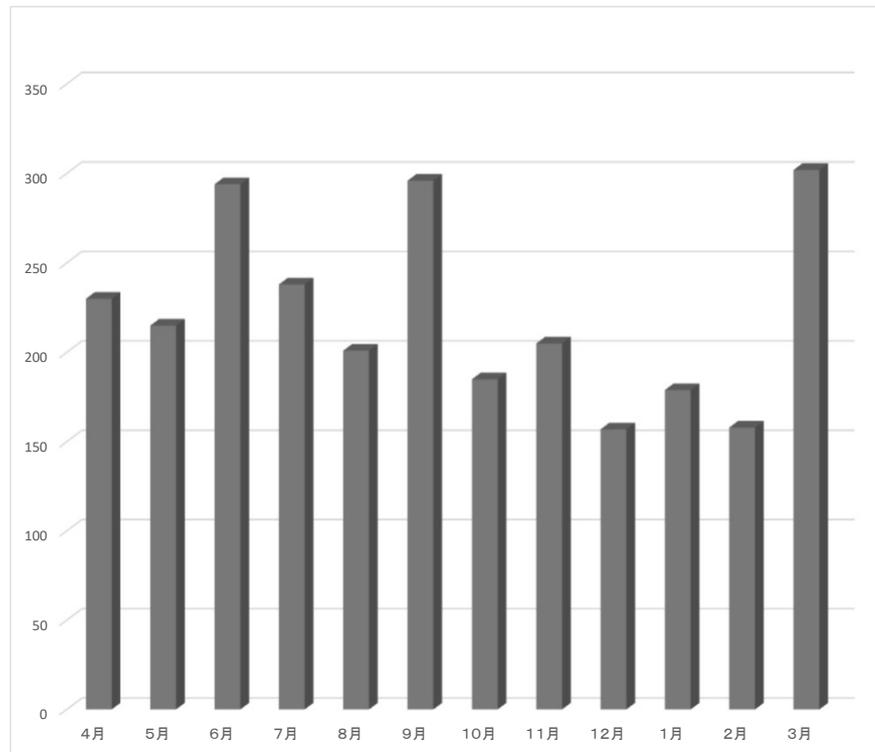
[添付資料]

- A. 情報処理センター利用実績
- B. 取扱説明書、利用ガイド
- C. フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト
- D. 令和2年度説明会
- E. 利用法人名・ロゴマーク掲載
- F. 新聞広告（空調タイムス）、雑誌広告（冷凍空調設備、東冷協だより）
- G. 情報メール発信

情報処理センター令和2年度利用実績

令和2年度情報処理センター登録件数(充填・回収)R2実績

4月	230
5月	215
6月	294
7月	238
8月	201
9月	296
10月	185
11月	205
12月	157
1月	179
2月	158
3月	302
計	2,660



取扱説明書、利用ガイド (https://www.jreco.jp/index/relay/)

取扱説明書			
A. 情報処理センターへの登録（算定漏えい量報告の集計）			
	作成者	クリックボタン	概要
A-1		情報処理センターの利用方法	情報処理センターを利用して算定漏えい量報告の基礎資料を作成する方法
A-2	充填回収業者	充填・回収登録申請書 「申請書作成」	ログブックを利用しないでセンターへ直接登録する方法
A-3	充填回収業者	点検・整備記録簿（ログブック） 「ログブック新規作成・追加登録」	ログブックの登録と同時にセンターへ登録される方法（3-3 と同じ）

改正フロン排出抑制法に関するマニュアル	
7. 事前確認結果説明書	
7-1	事前確認結果説明書の作成と破棄・再発行【電子モード】
7-2	事前確認結果説明書の作成と破棄・再発行【紙モード】
7-3	回収依頼書（A票）に「事前確認結果説明書」をリンクする方法【電子モード】
8. 引取証明書(写)	
8-0	管理者が引取証明書を印刷して引取業者へ渡す方法
8-1	管理者自身が機器引取業者に引取証明書写しを交付する場合（及び再委託）
8-2	充填回収業者が代行入力して引取証明書の写しの交付先を作成機器引取業者へ交付する場合
8-3	充填回収業者が代行入力して廃棄する機器をログブックから選択して引取証明書を作成する方法
8-4	管理者がログブック一覧から機器を選択して起票、引取証明書の写しを交付して機器を廃棄する方法
8-5	管理者が機器引取業者を選定した引取証明書の写しを交付後に破棄する場合
8-6	取次者が代行入力して引取証明書の写しを機器引取業者へ交付する場合
8-7	機器引取業者が自社引取り分を代行入力して引取証明書を発行依頼する場合及び機器の引取りを再委託（伝票を回付）する場合
8-8	解体工事元請業者が代行入力して引取証明書の写しを交付する場合
8-9	管理者が行程管理票の充填回収業者や取次者に廃棄機器の全台数を引渡す場合
9. 確認証明書	
9-1	充填回収業者が代行入力して、確認証明書を交付する場合
9-2	管理者が充填ゼロの確認を依頼して、充填回収業者が確認証明書を交付して機器を廃棄する場合
9-3	管理者が充填ゼロの確認依頼をして、機器にフロン類の残存があった場合に充填回収業者が引取証明書を発行する方法
10. その他	
10-1	充填回収業者が機器管理番号を入力して行程管理票を作成する方法
10-2	機器廃棄に伴う閉鎖時の必要情報記載方法



情報処理センター の簡単利用ガイド

- ・フロン排出抑制法第76条第1項で定める「情報処理センター」として唯一の指定を受けています。
- ・充填回収業者が機器整備時の充填量・回収量を情報処理センターにデータ登録します。冷媒管理システムRaMSのログブックを利用している場合にはログブックに登録します。
- ・情報処理センターを利用すると充填・回収証明書の書面での交付が不要です。
- ・情報処理センターに登録されたデータは、算定漏えい量報告の基礎資料となり、いつでも閲覧、集計、出力ができます。
- ・冷媒管理システムRaMSの情報処理センター機能のみを利用される場合、管理者は点検・整備記録簿を別途作成して保存することが必要です。



2

情報処理センターの利用方法

ステップ1

情報処理センター（冷媒管理システム）利用のために**管理者として事業所登録（無料）**をする。

ステップ2

整備を依頼した充填回収業者に情報処理センターの利用を依頼し、充填回収業者により入力された**データ（充填量・回収量）を確認し、承諾**することでセンターにデータの登録が完了。

ステップ3

登録されたデータの**閲覧・集計・出力（無料）**がいつでも可能。
管理者の情報処理センター利用については、**費用は一切かかりません。**
* システムでは充填回収業者がデータを入力（登録）する際に、充填回収業者に登録料として100円（税別）/回が課金されるだけです。

フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト (http://jreco-rams.jp/)

フロン法対応・冷媒管理システム最新情報

JRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

フロン排出抑制法 簡単！対策ガイド

フロン法対応・冷媒管理システム最新情報

「煩雑な書類管理・作成が楽になる！RaMS」資料ダウンロード

フロン対応と冷媒管理システム Web説明会お申込み

フロン対応と冷媒管理システム 個別相談会ご案内

改正フロン排出抑制法の施行 法律違反に対する罰則 が強化されます

詳細についてはこちら >>

フロン法対応・冷媒管理システム最新情報

HOME	フロン排出抑制法による義務強化について	RaMS冷媒管理システム	フロン類の環境マネジメントの必要性	フロン類算定漏えい量	団体概要	お問い合わせ
------	---------------------	--------------	-------------------	------------	------	--------

HOME > フロン法対応・冷媒管理システム最新情報

フロン法対応・冷媒管理システム最新情報

- RaMSで実現:働き方改革とテレワーク (PDF形式: 5.44MB) ~デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進~
- RaMS概要 (PDF形式: 4.23MB)
- RaMS-exデータ解析 (PDF形式: 4.90MB) ~クラウド環境でフロン排出抑制法遵守とフロン管理を実現
- これで分かった・フロン排出抑制法 (PDF形式: 2.24MB) ~管理者 (機器所有者) の遵守事項を分かり易くまとめました
- 冷媒フロン類の危機:課題と解決 (PDF形式: 4.85MB)
- フロン排出抑制法遵守作業から企業価値アップの創造性業務へ (PDF形式: 4MB)
- 「フロン排出抑制法」対策アプリ (PDF形式: 1.37MB)
- ExcelのパッケージでDX推進が実現できるか (PDF形式: 0.9MB) ~難解なExcel/VBA (マクロ) アプリに頼っていると……!?
- フロン法遵守状況をSDGs実績へ (PDF形式: 2.45MB) ~法遵守を会社のSDG実績としてアピール

新着情報

NEW フロン法・RaMS 最新資料ダウンロード

RaMS冷媒管理システムについて

冷媒管理システムRaMSとは

RaMS導入メリット

リモートワークで働き方改革

令和2年法改正対応新機能!

NEW 導入事例・ご利用企業様ご紹介

- 「フロン排出抑制法」で遵守すべき機器の点検について
- RaMS (冷媒管理システム) 解説動画を掲載しました

令和2年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会

	開催場所(都市名)	開催日	申込数	定員数	受講者数計
1	東京都(Web生配信)	2020/7/6	10	30	10
2	東京都(Web生配信)	2020/8/5	32	30	29
3	東京都(Web生配信)	2020/10/28	52	40	50
4	東京都(Web生配信)	2020/12/3	47	40	42
5	東京都(Web生配信)	2021/1/19	45	40	40
6	東京都(Web生配信)	2021/2/25	53	40	45
7	東京都(Web生配信)	2021/3/29	59	40	52

利用法人名・ロゴマーク掲載 (https://www.jreco.or.jp/rams_jirei.html)



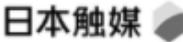
一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構**
JRECO. Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 406-2
TEL: 03-5733-5311 FAX: 03-5733-5312

団体概要
事業内容
会員
情報セキュリティポリシー
アクセスマップ
English

RaMS導入事例とご利用企業・法人例（五十音順・敬称略）

掲載に了解頂いた企業・法人様

		
		
		 静岡市中央卸売市場
	 	 DAIHATSU
 武田薬品工業株式会社	 CHIBA UNIVERSITY	 ツルガハマランド株式会社 くだまつ健康パーク
	 学校法人 東海大学	
		 Inspire the Next
	 at your side	 北越ラッキー株式会社
 北陸電力 ビズ・エネルギーソリューション株式会社	 株式会社前川製作所	
	 生きる力を応援します	

RaMS冷媒管理システム
＜情報処理センター＞
[ログインページへ](#)

RaMS冷媒管理システム
導入事例と利用企業・団体例

RaMS冷媒管理システム
解説動画・操作動画

(改正) フロン排出抑制法
令和2年4月1日施行

空調タイムス

第2部 冷媒フロン編

RaMS利用者が急増



野村正人 専務理事
RaMSの有効活用...
金澤市環境保全機構 主任業務理事 野村正人

フロン類や機器管理状況を瞬時に、直接に把握できる同法遵守のクラウドシステム

感染禍に伴う在宅勤務、パーレス化の急増も背景に

フロン排出抑制法を、市販の排出抑制法と...
「RaMS」の活用者が一段と増加している。同法は、...

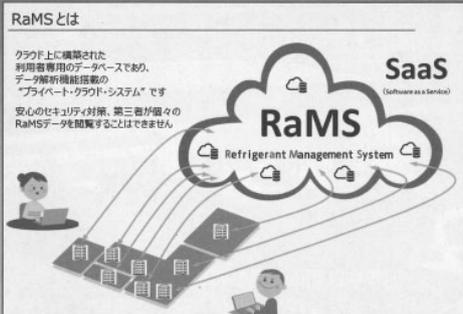
クラウド型冷媒管理システム「RaMS」(ラムス)とは?

フロン排出抑制法による「唯一の情報処理センター」として国に認められている一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(通称=JRECO)が運営するクラウド型冷媒管理システム。...

令和2年4月に改正フロン排出抑制法が施行されます。RaMS利用で企業価値UP!

- ① 今回の法改正では、フロンを含む機器を廃棄する際の規制が一段と厳しくなっています。
② 書面の管理・保存が厳しく求められ、間接罰から直接罰化がなされています。
③ RaMSはフロン機器の管理支援ツールとして法改正にも対応し、ペーパーレス化や事務作業の省力化に貢献します。

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています。



RaMS利用でばっちり管理。地球温暖化の抑制と社会貢献!

RaMSは2011年よりフロン法の変遷に電子的に対応し2020年の改正法にも完全に準拠します!

冷凍空調設備：2020年10月号

令和2年10月15日発行(毎月1回15日発行)第47巻・第10号 通巻544号 定価600円(7月4日第3刷刷上)印刷可 ISSN 0265-6062

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

10

Vol.47 No.10
2020 October

70 種再生量・破壊量等集計結果(令和元年度分)
冷凍空気調和機器施工 問題・解答 1級
第38回優良省エネルギー設備顕彰事例募集

国立競技場(東京都)



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

ラムズ
**RaMS利用で
企業価値UP!**



**RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！**

(一財)日本冷媒・環境保全機構は RaMS を運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第 76-85 条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

TRK

令和2年8月1日発行

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

東冷協だより

2020. **7・8**
No.412

● 目次

・今思うこと	1	・行事予定	40
・役員名簿第5期	2	・税のコラム	41
・お知らせ	4	・法のコラム	42
・技術レポート	30	・心のコラム	43
・サロン	32	・新聞記事情報	45
・行事報告	33	・会員の動向	46
・東冷協日誌	39	・名刺広告	48

ラムズ RaMS利用で 企業価値UP!



**RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！**

(一財)日本冷媒・環境保全機構は RaMS を運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

RaMS(冷媒管理システム) 情報メール発信

差出人: 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 <contact@jreco.or.jp>
送信日時: 2020年6月26日金曜日 13:25
宛先:
件名: 資料ご提供のご案内

日頃は RaMS をご利用頂き誠にありがとうございます。
下記の URL に新資料をアップロードいたしました。
ご活用頂きたく宜しくお願いします。

フロン法対応・冷媒管理システム最新情報
https://www.jreco.or.jp/info_20200625.html

<資料内容>

- RaMS で実現：働き方改革とテレワーク
～デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進～
- RaMS 概要
- RaMS-ex データ解析
～クラウド環境でフロン排出抑制法遵守とフロン管理を実現
- これで分かった・フロン排出抑制法
～管理者（機器所有者）の遵守事項を分かり易くまとめました

令和2年6月26日

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
専務理事 作井正人

収支決算書(令和2年度決算)

(情報処理センター)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館406-2

貸借対照表

令和3年3月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和2年度決算
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	392,731
流動資産合計	392,731
2. 固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	392,731
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	154,285
その他	4,837,685
流動負債合計	4,991,970
負債合計	4,991,970
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	▲ 4,599,239
正味財産合計	▲ 4,599,239
負債及び正味財産合計	392,731

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和2年度決算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	292,600
経常収益計	292,600
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	36,008
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	0
賃借料(事務所費等)	0
旅費、交通費	21,805
通信運搬費	3,760
印刷製本費	6,352
広報費(パンフレット作成費)	0
銀行口座手数料	1,946
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	110,173
経常費用計	180,044
評価損益等調整前当期経常増減額	112,556
評価損益等計	0
当期経常増減額	112,556
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	112,556
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	112,556
一般正味財産期首残高	▲ 4,711,795
一般正味財産期末残高	▲ 4,599,239
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
III 正味財産期末残高	▲ 4,599,239